

## — 令和2年度津市事業継続支援金 申請要領 —

～～新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける中小企業者の事業継続を応援します～～

## 公募期間

**令和3年2月26日（金）まで（消印有効）**

※ 原則、郵送受付のみとなります。

## 支援金交付概要

支援金名称	津市事業継続支援金
支給対象者	<p>1 中堅・中小法人（資本金10億円未満）、個人事業者で、以下の条件に該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人の場合は、津市内に本社、本店などの主たる事業所があること （登記事項証明書の本店又は主たる事務所欄に市内の所在地が記載されていること）</li> <li>個人事業者の場合は、津市内で事業を行い、市内在住者であること</li> </ul> <p>2 業種は限定していません。</p> <p>ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者や、宗教上の組織若しくは団体、政治団体、暴力団、暴力団員及び関係事業者などは対象外となります。</p>
支給要件	<p>1 一般型</p> <p>(1) 2019年以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思があること</p> <p>(2) 2020年1月以降、前年同月比で事業収入が<b>30%以上50%未満減少した月（以下「対象月」という。）</b>があること</p> <p><b>令和元年創業の特例</b></p> <p>2019年に新規創業をされた方は、創業の月から2019年12月までの月平均の売上を、2020年1月から12月までのいずれかひと月と比較できます。</p> <p>2 令和2年新規開業型</p> <p>(1) 2020年1月から3月の間に開業した個人事業主又は法人を設立した者であり、当該期間において事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。</p> <p>(2) 2020年4月以降、2020年の開業月から3月までの月平均の事業収入に比べて事業収入が30%以上50%未満減少した対象月があること。</p> <p>※2019年1月から12月の間に開業した個人事業主又は法人を設立した者であり、当該期間に事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により収入を得ている場合で、2020年1月から3月の月平均の事業に比べて事業収入が30%</p>

	<p>以上50%未満減少した対象月がある場合にも適用します。</p> <p><b>3 雑所得又は給与所得型</b></p> <p>(1) 2019年以前から雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下「業務委託契約等収入」という。）を主たる収入として得ており、後も事業継続する意思があること。</p> <p>(2) 2020年1月以降、2019年の月平均の業務委託契約等収入として月間の業務委託契約等収入が30%以上50%未満減少した対象月があること</p> <p>(3) 2019年12月時点において、被雇用者又は被扶養者ではないことが今なお継続していること。</p> <p>■ 50%以上売上が減少している場合は、この支援金の申請をすることができません。</p> <p>■ 国の持続化給付金の交付申請を行っていない者</p>
--	---

交 付 額	<p>法人・個人ともに1事業者あたり10万円以内（1円単位まで交付します。）</p> <p><b>【一般型・雑所得及び給与所得型】</b></p> <p>計算方法  <math>2019年の年間事業収入 - 2020年の対象月の月間事業収入 \times 12</math>  <b>で得られた金額と10万円を比較して少ない方の金額</b></p> <p><b>【令和2年新規開業型】</b></p> <p>計算方法  <math>2020年1月から3月の間の事業収入の合計 \div 開業月から2020年3月までの開業月数 (2019年に開業しており2019年に事業収入が存在しない場合は3) \times 6 - 2020年の対象月の月間事業収入 \times 6</math>  <b>で得られた金額と10万円を比較して少ない方の金額</b></p>
-------	--

### 申請に必要な書類

#### 1 一般型

- ①津市事業継続支援金交付申請書（一般型）（第1号様式）
- ②前年（2019年1月から2019年12月まで）の売上の状況を示した書類の写し  
 法人：確定申告別表一の控え・法人事業概況説明書の控え（両面）  
 個人：（青色申告の場合）確定申告第一表の控え、  
 所得税青色申告決算書の控え（1ページ、2ページ）  
 （白色申告の場合）確定申告第一表の控え
- ③令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの売上を示した書類の写し（売上台帳等）
- ④登記事項証明書の写し（中小法人等が申請する場合に限る。）
- ⑤本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）（個人事業者が申請する場合に限る。）
- ⑥申請者名義の通帳の写し（支店名、口座番号、口座名義人がわかるもの）
- ⑦事業継続支援金の申請に関する誓約書（第2号様式）
- ⑧事業継続支援金請求書（第3号様式）

## 2 令和2年新規開業型

- ①津市事業継続支援金交付申請書（令和2年新規開業型）（第4号様式）
- ②令和2年4月から申請を行う日の属する月の前月までの売上を示した書類の写し（売上台帳等）
- ③登記事項証明書の写し（中小法人等が申請する場合に限る。）
- ④本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）（個人事業者が申請する場合に限る。）
- ⑤申請者名義の通帳の写し（支店名、口座番号、口座名義人がわかるもの）
- ⑥事業継続支援金の申請に関する誓約書（第2号様式）
- ⑦事業継続支援金請求書（第3号様式）
- ⑧開業届等の写し（開業日が令和2年1月1日から3月31日の間であり、かつ当該届出書の提出日が令和2年5月1日以前であること。）
- ⑨売上高確認申請書（第5号様式）

## 3 雑所得又は給与所得型

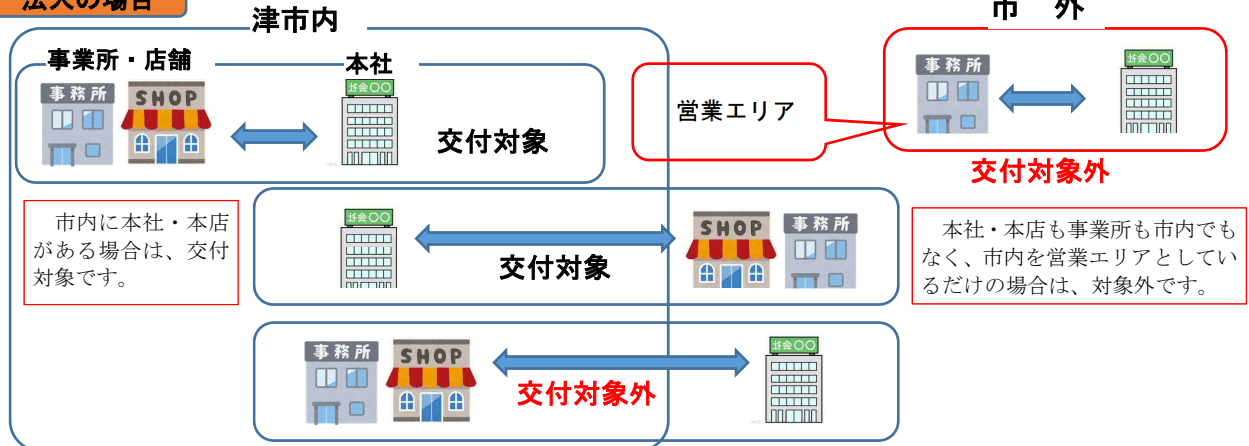
- ①津市事業継続支援金交付申請書（雑所得又は給与所得型）（第6号様式）
- ②前年（2019年1月から2019年12月まで）の売上の状況を示した書類の写し  
（青色申告の場合）確定申告第一表の控え、  
所得税青色申告決算書の控え（1ページ、2ページ）  
（白色申告の場合）確定申告第一表の控え
- ③令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの売上を示した書類の写し（売上台帳等）
- ④国民健康保険証の写し
- ⑤本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）（個人事業者が申請する場合に限る。）
- ⑥申請者名義の通帳の写し（支店名、口座番号、口座名義人がわかるもの）
- ⑦事業継続支援金の申請に関する誓約書（第2号様式）
- ⑧事業継続支援金請求書（第3号様式）
- ⑨業務委託契約書等の写し及び支払い調書、源泉徴収票、支払明細書の中からいずれか一つ  
※なお、業務委託契約書等の写しが無い場合は、津市事業継続支援金業務委託契約等契約申立書（参考様式）をホームページよりダウンロードしていただき、代替とすることができます。

### ※その他ご留意いただきたい点

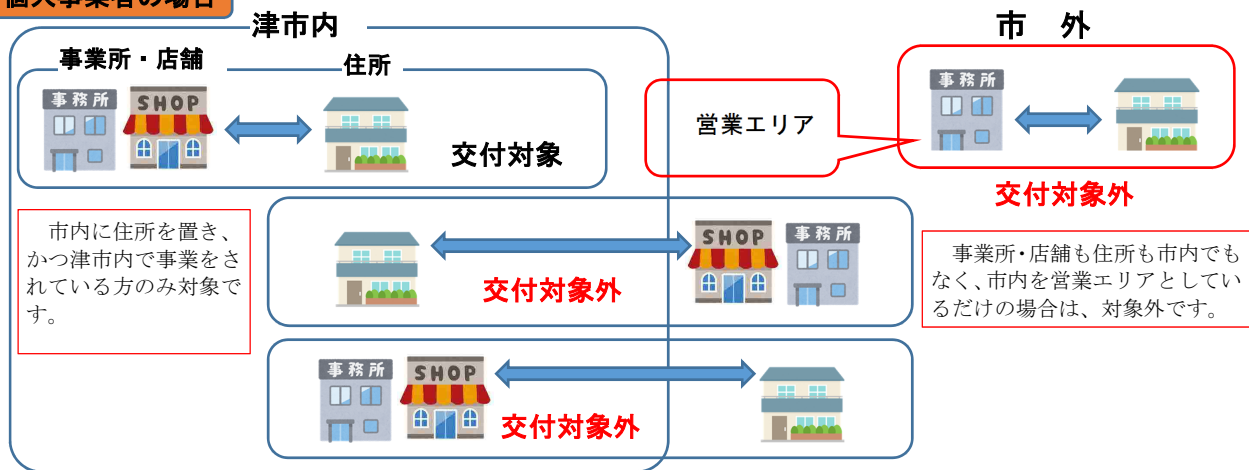
- 1 原則、支援金交付申請者の振込口座は、申請者と同一の個人名義又は法人名義の口座名に交付することとなります。
- 2 交付申請書等に不備がなければ、津市ビジネスサポートセンターに到着してから、概ね2週間程度で交付できる予定です。
- 3 津市事業継続支援金の交付を受けた後、国の持続化給付金の交付があった場合は、津市事業継続支援金の全額を返還していただく必要があります。

## 支給対象者について

### 法人の場合



### 個人事業者の場合



## 売上減少要件の確認方法

### ◇一般型の場合 (法人及び個人 (青色申告))

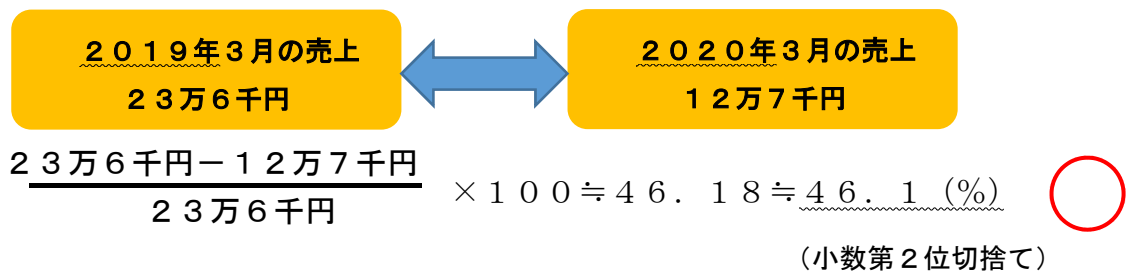
法人の場合は、法人概況説明書の各月の売上高、個人の場合は、所得税青色申告決算書の各月の売上高を2020年の対象月の売上高と比較します。

【2019年】

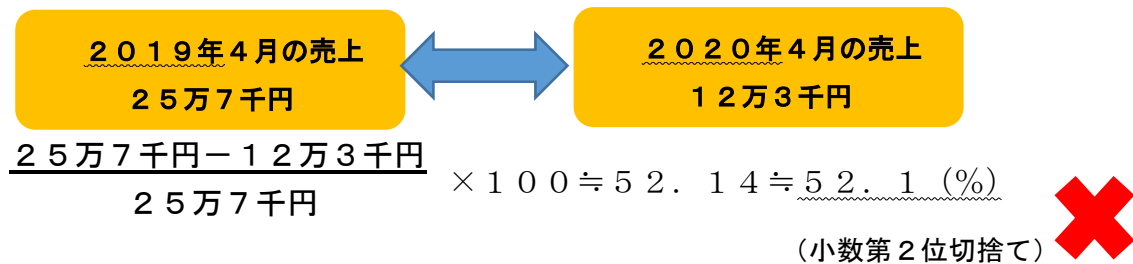
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
各年同月の売上を比較し、 <u>ひと月でも減少率が30%以上50%未満の月があること</u>											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

【2020年】

減少率の計算例 1



減少率の計算例 2



ただし、この場合は、国の「持続化給付金」の対象となります。

◇一般型の場合 (個人 (白色申告))

白色申告の場合、各月の売上高がわからないため、2019年の年間の総売上高を12ヶ月で割った月平均の売上高を2020年の対象月の売上高と比較します。

【2019年】

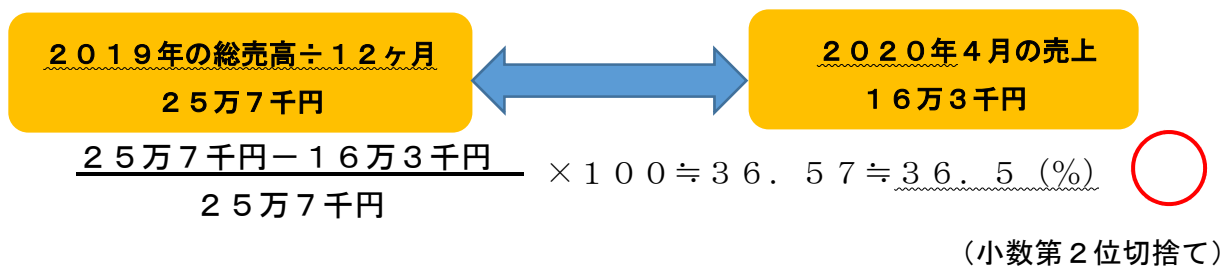
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

2019年の年間の総売上高を12ヶ月で割った月平均の売上高と2020年の対象月と比較

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

【2020年】

減少率の計算例 3



◇一般型の場合 (新規創業の特例)

(※2019年中に創業し、2019年12月末までに売上有る場合)

2019年中に創業された方は、創業月から2019年の12月までの売上の月平均の売上高と2020年の対象月の売上高と比較します。

(例) 2019年10月創業した方の場合

【2019年】

10月	11月	12月
-----	-----	-----

創業月から2019年12月までの月平均の売上高と2020年の対象月と比較

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

【2020年】

◇令和2年新規開業型 (個人及び法人共)

2020年1月から3月の間に開業した中小法人等及び個人事業者の方は、開業月から3月までの月平均売上高と対象月(2020年4月以降)の売上高を比較します。

但し、2019年中に開業していたとしても年間の売上高が「ゼロ」であり、2020年1月から3月の間に売り上げがある場合も対象となります。

※なお、2020年1月から3月までの各月の売上高は、商工会議所・津北商工会・津市商工会が確認する売上高確認申請書(第6号様式)をもって確認を行います。

◇雑所得又は給与所得型の場合 (青色申告・白色申告共)

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告をした個人事業者の方は、2019年の月平均の収入と、2020年の対象月の収入と比較します。

【2019年】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

2019年の年間の事業収入を12ヶ月で割った月平均の売上高と2020年の対象月と比較

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

【2020年】

※雇用によらない業務委託契約等に基づく収入であること及び2019年以前から、被雇用者又は被扶養者ではないことが、必須です。

## 申請に関する注意事項

- 1 必要がある場合には、国（経済産業省）へ持続化給付金の申請内容、受給状況を照会、確認することがあります。
- 2 支給要件の確認のため、納税者情報・納付状況の確認、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査を実施する場合があります。
- 3 本市の施策の効果検証及び分析等のため、申請内容を利用することがあります。
- 4 **支援金の交付は同一の申請者に対して一度に限ります。**

## お問い合わせ及び申請書提出先

### ■ 津市 商工観光部 経営支援課

〒514-0131 津市あのか台4丁目6番地1 あのかピア1階

電話：059-236-3355

ホームページ：

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1589934658548/index.html>

### ■ 津市 商工観光部 商業振興労政課

電話：059-229-3114

